

平成23年9月宮崎県定例県議会
防災対策特別委員会会議録

平成23年9月20日

場 所 第5委員会室

平成23年 9月20日(火曜日)

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 消防団の現状と課題等について
2. 平成23年度緊急消防援助隊九州ブロック
合同訓練の実施について
3. 自主防災組織の現況(速報値)について

○協議事項

1. 県外調査について
 2. 宮崎県防災対策推進条例の改正の必要性
について
 3. 次回委員会について
 4. その他
-

出席委員(12人)

委 員 長	井 本 英 雄
副 委 員 長	丸 山 裕 次 郎
委 員	坂 口 博 美
委 員	中 村 幸 一
委 員	中 野 一 則
委 員	山 下 博 三
委 員	右 松 隆 央
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	渡 辺 創
委 員	高 橋 透
委 員	河 野 哲 也
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠 席 委 員 (な し)

委 員 外 議 員 (な し)

説明のために出席した者

総務部

総 務 部 長	稲 用 博 美
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	堀 野 誠
県参事兼総務部次長 (財務・市町村担当)	岡 田 英 治
危 機 管 理 局 長	甲 斐 睦 教
総 務 課 長	柳 田 俊 治
危 機 管 理 課 長	金 井 嘉 郁
消 防 保 安 課 長	山之内 点

事務局職員出席者

政 策 調 査 課 主 査	松 崎 勝 一
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二

○井本委員長 ただいまから防災対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります、お手元に配付の日程案をごらんください。

まず、3の概要説明であります、前回の委員会で御協議いただきましたとおり、総務部から、消防団の現状と課題等についての説明をいただくこととしております。そしてまた、本日は、委員協議において、条例改正の必要性等について決定していただくこととしておりますが、その前に、執行部にも運用の立場から御意見を聞きたいというふうに考えております。

本日はそのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時 1分休憩

午前10時 2分再開

○井本委員長 委員会を再開いたします。

それでは、消防団に関する概要説明をよろしくお願いいたします。

○稲用総務部長 総務部でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の説明事項でございますが、お手元の資料をごらんいただきまして、目次のところで3点ございます。1点目が消防団の現状と課題等について、2点目が平成23年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練の実施について、3点目が自主防災組織の現況（速報値）についてでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○山之内消防保安課長 それでは、消防保安課から、消防団の現状と課題等について説明をさせていただきます。

お手元の特別委員会資料1ページをお願いいたします。

まず、1の消防団の現状についてであります。（1）に書いておりますように、消防団員の数、平均年齢でございますが、本県の消防団員数は、平成23年4月1日現在、1万5,139人で、10年前と比較いたしますと817人減少しております。平均年齢につきましては、平成23年4月1日現在、36.7歳で、これも同じく10年前と比較いたしますと2.3歳上昇をしております。全国の数値でいいますと、平成2年に初めて消防団員数が100万人を割り、その後も減少傾向が続いておりました。平成22年4月1日現在で約88万4,000人となっております。資料では、平成13年度以降につきましては、本県の消防団員数、平均年齢

をグラフにしたものを載せております。

続きまして、（2）でございます。消防団活動に係る諸課題でございます。消防団員の減少傾向には、少子高齢化や過疎化の進行、サラリーマンの増加などの要因が考えられますが、これらに加えまして、消防団の意義・存在、消防団活動の実態等、いわば消防団の地域貢献度が住民に十分に伝わっていないことも要因の一つであるというふうに考えられます。また、地域によりまして、消防団員の確保に苦慮している要因にそれぞれ違いがございます。地域の実情に応じた消防団員の確保対策が求められております。

資料のほうには、都市部と中山間地域に分けてまして、消防団員が減少している要因・課題を記しております。都市部におきましては、消防団員が減少している要因といたしまして、地域貢献活動よりも仕事や家庭等を優先する意識が広がっているということがあり、課題といたしましては、住民の消防団活動への理解促進、団員であることの魅力づくりが挙げられます。それから中山間地域におきましては、消防団員が減少している要因としまして、人口減少による入団対象者そのものが不足していることがあり、課題といたしましては、定住促進、雇用の場の確保が挙げられます。

2ページをお願いいたします。消防団員の確保に係る取り組みについてでございます。

まず、国の主な取り組みにつきましては、消防功労者の表彰、全国消防操法大会、全国消防団員意見発表会の実施、また、消防庁消防団協力事業所表示制度の推進、これは企業の社会貢献を評価しますために国が18年度に創設した制度でございます。各事業所等において、従業員が消防団に入団しやすく、団員となった従業員

が消防団活動に従事しやすい環境を整備し、事業所が所有する防災力の提供等の協力が得られます場合には、事業所に対しまして、その証しとしての表示証を交付するというものでございます。これらのほかに、④に書いておりますように、消防団員入団促進キャンペーンの実施、消防団員確保アドバイザーの派遣などがございます。

続きまして、県の主な取り組みでございます。県の広報誌、新聞紙面の広告、県政テレビ番組等活用した広報活動を行っております。また、各市町村の消防出初め式等におきまして実施いたします消防功労者の知事表彰、それから、毎年3月に行っております消防大会の開催、それから、企業等への働きかけとしまして、消防団協力事業所表示制度を設けていない市町村にその制度導入の検討を促したり、また、制度を設けている市町村には認定事業所をふやす取り組みをお願いしているところでございます。また、商工関係団体や建設業関係団体等に対しましては、従業員が消防団活動に従事することについて、事業所等としての理解と協力をお願いしているところであります。それから、消防団員を雇用している建設業者に対する優遇措置としまして、消防団員を雇用している建設業者に対し、本県発注工事に係る入札参加資格審査や地域企業育成型の総合評価落札方式において、加算措置を講じる取り組みを行っております。

続きまして、市町村の主な取り組みにつきましてです。団員による直接勧誘、自治会の協力を得ての勧誘活動、それから、広報誌、イベント等活用した呼びかけ、さらに、先ほど申しましたことですが、消防団協力事業所表示制度の普及推進などがございます。

3ページをお願いいたします。3の消防団員

の処遇についてでございます。

まず、(1)の団員報酬、出動手当につきまして、これは市町村の条例で定めるところにより、消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給しております。参考といたしまして、県内の消防団の報酬、出動手当につきまして、平均額、最高額、最低額という区分でそこに表にしておりますが、例えば団長のところをごらんいただきますと、団長の年報酬の県内平均額は21万5,546円、県内の最高額は38万8,100円、最低額は13万円となっております。出動手当につきましては、県内の平均額は出動1回当たり2,279円となっております。これは火災、警戒、訓練などすべての出動の平均でございます。なお、出動手当の最高額は5,000円、最低額は1,300円となっております。

それから、(2)の公務災害補償であります。消防団員が消防活動等の公務により死亡、負傷、疾病にかかったという場合などには、災害補償が行われます。実施主体は市町村でございますが、これは消防団員等公務災害補償等共済基金、略しまして消防基金と言いますが、こちらと共済契約を締結して実施しているものでございます。根拠規定は市町村の条例ということになります。掛金につきましては、市町村が1人当たり1,900円の消防団員条例定数分を掛けた金額を負担しております。消防基金に支払っているところでございます。給付の種類といたしましては、療養補償、障害補償、遺族補償などがございます。給付の額を遺族補償の例で御紹介申し上げますと、死亡した団員の階級が分団長、在職年数が10年未満、扶養家族は妻と子供2人としたときに、遺族補償年金、遺族特別給付金、遺族特別支給金などの内容でごらんの金額が支

給されることとなります。

続きまして4ページをお願いいたします。

(3) 退職報償金であります。これは消防団員が永年勤続して退職した場合、その労苦に報いるために支給されるものでございますが、公務災害補償と同様に、市町村が消防基金と契約を締結して実施するものであります。掛金につきましても、各市町村が1万9,200円掛けることの消防団員条例定数分を負担しまして、消防基金に支払っております。給付の額につきましては、勤務年数及び階級に応じて定められておりますが、最低額が14万4,000円、これは団員で勤務年数が5年以上10年未満の場合であります。最高額が92万9,000円、これは団長で勤務年数が30年以上の場合となっております。

それから、(4)の消防賞じゅつ金であります。消防団員がその職務を遂行したことにより、障害の状態となったり、死亡した場合に、その功労の程度により支給されるものでございます。国、県、市町村のそれぞれにその制度が設けられております。支給額は、殉職者賞じゅつ金が最低490万円から最高3,000万円、障がい者賞じゅつ金が最低190万円から最高2,060万円となっております。

参考といたしまして、福祉共済制度について御説明させていただきます。これは、全国の消防団員の福利厚生のための相互扶助による共済制度でございます。公務上、公務外にかかわらず、死亡、重度障がい等に係る給付が行われます。実施主体は、財団法人日本消防協会、掛金は1人当たり3,000円でございますが、平成24年度から3年間に限り4,000円というふうになっております。これにつきましては後ほど詳しく説明をさせていただきます。給付の種類としましては、遺族援護金、弔慰金、重度障害者

見舞金などがございますが、遺族給付の例でございますと、遺族援護金が100万円、弔慰金が1,100万円となっております。

5ページをお願いいたします。大きい項目のⅡといたしまして、東日本大震災で殉職された消防団員の補償に係る特例について説明をさせていただきます。

まず、1の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正についてでございます。この施行令がことし8月10日に改正・施行されましたが、その趣旨は、東日本大震災による消防団員の死者・行方不明者が7月27日現在251人に上り、その多くが公務中であつたため、市町村が消防団員等公務災害補償等共済基金に対し、平成23年度に限って特別な掛金を支払うことにより、被災した消防団員の公務災害補償の確実な実施を確保することとなります。

(2)の掛金の変更でございますが、団員の条例定数1人当たりの掛金の額が従前の1,900円から、平成23年度に限りまして2万4,700円に引き上げられたものでございます。なお、この改正に伴う市町村の負担増につきましては、特別交付税により措置されることとなっております。

それから、2、福祉共済制度における特例措置についてでございます。趣旨でございますが、さきの東日本大震災において多数の消防団員が殉職されたことから、日本消防協会では、福祉共済制度としてこれまでの給付額を支払うことが困難となりましたため、本年4月から当分の間、殉職者の遺族に支払う給付金の額が変更されることとなったものでございます。給付額の変更といたしまして、これまでは遺族援護金100万円、弔慰金2,000万円、弔慰救済金1,000万円の最大3,100万円が支給されておりましたが、当

分の間、遺族援護金100万円、弔慰金1,100万円の合計1,200万円が支給されることとなっております。また、今回の大震災により多額の支払い準備金を取り崩されたことから、今後の支払い準備金を確保しますために、平成24年度から3年間に限り掛金の年額が3,000円から4,000円に増額されております。

6ページをお願いいたします。参考といたしまして、消防団員が公務により死亡した場合の遺族給付について試算したものを表にしております。死亡した団員は、宮崎市消防団に所属、階級は分団長、在職年数は10年未満、扶養家族は妻と子供2人といった条件で試算をしております。表の上のほうから、公務災害補償、退職報償金、消防賞じゅつ金としてそれぞれごらんのような金額が支給されます。なお、消防賞じゅつ金は最高額の3,000万円で算定しております。また、福祉共済制度より、遺族援護金、弔慰金が支給されます。表の一番下の合計をごらんいただきまして、年金といたしまして年額310万円が、一時金として総額約1億2,400万円が支給されることとなります。

消防団についての説明は以上でございます。

続きまして、平成23年度の緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練の実施について御報告をさせていただきます。資料の7ページをお願いいたします。

既に議員の皆様には、この合同訓練の御参加の御案内をさせていただいておりますが、本日は、当訓練の概要等につきまして説明をさせていただきます。

1の緊急消防援助隊及び九州ブロック合同訓練でございますが、緊急消防援助隊とは、平成7年1月に発生しました阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都

道府県内の消防力だけでは対応が困難な場合に、全国の消防機関相互による応援体制を構築するために、平成7年6月に創設されたものでございます。当時は、消防庁の要綱に基づく制度でありましたが、消防組織法が改正されまして、平成16年4月からは法律に基づいた組織となったところでございます。平成23年4月現在、全国で4,354隊、本県では40隊が登録されておまして、本県の緊急消防援助隊としましては、さきの東日本大震災が初めての派遣となったところでございます。

(2)でございますが、この訓練は、阪神・淡路大震災発生の翌年の平成8年から、全国を6ブロックに分けまして、ブロックごとに毎年各県の持ち回りで実施してございまして、九州ブロックでは、今年度は11月4日・5日の2日間、本県で実施するものであります。なお、今回の訓練は、東日本大震災を踏まえ、宮崎県沖で発生した地震並びに津波により被害甚大という想定で実施することとしております。

日時と場所でございますが、11月4日(金)は、まず、被災地初動対応訓練、図上訓練でございますが、これを8時から12時まで県庁、宮崎市消防局、東児湯消防組合消防本部において実施いたします。次に、部隊運用訓練を、10時40分から15時まで東児湯消防組合消防本部、13時から20時まで清武総合運動公園、この2カ所で実施いたします。2日目の11月5日(土)につきましては、部隊運用訓練を9時から11時30分まで清武総合運動公園で行い、閉会式を11時30分から12時まで同会場で実施いたします。

3の訓練被害想定につきましては、宮崎県沖を震源地とするマグニチュード7.5の地震が発生。津波により県沿岸部全域が被災。この地震及び津波により、特に宮崎市と高鍋町の人的・

物的被害が甚大で、市街地においては多数の火災も発生。いわば宮崎市、高鍋町に他県の消防機関からの応援が必要となる想定であります。なお、被害の全容は把握できておらず、さらに人的・物的被害が拡大している模様というようなことで想定しております。

4の参加団体につきましては、九州ブロックの緊急消防援助隊、陸上自衛隊、災害派遣医療チームでありますDMA Tなどが参加する予定でございます。

主催・共催であります。主催が、総務省消防庁、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練宮崎県実行委員会。共催が、九州・沖縄各県というふうになっております。

今回、議員の皆様には、2日目の11月5日(土)、9時から12時までメイン会場の清武総合運動公園で行われます部隊運用訓練と閉会式について御案内をさせていただいているところでございます。

この訓練では、九州各県から集結いたします149隊の緊急消防援助隊を初め、陸上自衛隊やDMA Tなどの関係機関がお互いに連携しながら、孤立者救出訓練や倒壊家屋からの救出訓練、空中消火訓練などを行う予定でございます。また、当訓練は、東日本大震災後、九州ブロックでは初めて行われる緊急消防援助隊による本格的な訓練となりますので、ぜひ御参観をお願い申し上げます。

消防保安課からは以上でございます。

○金井危機管理課長 続きまして、危機管理課から、自主防災組織の組織率の速報値について御説明いたします。

委員会資料の8ページをごらんください。自主防災組織率につきましては、毎年4月1日現在の数値を各県で調査の上、夏ごろをめどに総

務省に報告し、総務省におきまして、例年秋ごろに確定しているものを公表しているところであります。本日は、総務省の確定数値ではございませんが、本県で集約した速報値を報告させていただきますいております。

この一覧表の見方につきましては、一番左側にあります市町村ごとにそれぞれ報告されたものを集約したものであります。上段左側の世帯数Aとは、総務省の住民基本台帳に基づく市町村の総世帯数であります。その次の自主防災組織数とは、各市町村が認定しました組織数であり、この認定につきましては、各市町村において行われているところであります。次の組織世帯数Bとありますのは、総務省の定義におきましては、自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数とされており、一般的には自主防災組織は自治会組織を母体としているところでありますので、自治会未加入世帯を計上するか否かにあります。各市町村の判断に任せられているところであります。今回は、一部の市町村では未加入世帯の計上を改めたところもありますれば、従来どおり未加入世帯を計上していない市町村もあるところであります。次の組織率につきましては、以上のような前提のもとで、Bの組織世帯数をAの全世帯数で除したものが組織率として計上されているところであります。これらの統計のあり方につきましては周知されつつありまして、順次、統一的な計上数値になってきているところであります。

そのような中の速報値ではあります。本年4月1日時点では74.8%となっているところであります。先日の県議会の一般質問の中で、当時の速報値を73.59%と回答した経緯がございましたが、その後、川南町から報告数値の訂正がございましたので、修正の上で本日の速報値を

報告したところであります。

この速報値では、昨年4月時点の63.52%から11ポイント上昇していることとなりますが、この要因について考えてみますと、1つ目が、新燃岳の噴火や東日本大震災などによりまして、県民の避難の重要性とそのため自主防災組織の役割の認識が深まってきたこと。2つ目が、毎年実施しています危機管理課・局によりまして、各市町村の首長に直接、自主防災組織の結成について御説明しており、行政側における認識が深まってきたこと。3つ目が最も大きいんですが、宮崎市などの一部の市町村におきましては、さきに説明したとおり、自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数に自治会未加入世帯を計上していなかったものの、本年から未加入世帯も計上することとしたこと、などが挙げられるところであります。なお、宮崎市は、昨年47.6%であったものが本年は74.6%と大きく上昇しているところであります。計上方法だけではなく、ここ2年間で、規約を作成の上、自主防災組織として認定しました組織が100近くに上っており、合計で528組織と県内でも断トツの数字であるほか、毎年補助事業を活用するなどして自主防災組織の資機材の充実を図っているなど、担当者や市民の関心の高さの大きさがうかがえるところであります。

しかしながら、全国平均は、平成22年度は74.4%であることや、平成19年の66.9%から7.5ポイント上昇しているなど、全国的にも組織率はしっかり上昇している中であって、本県はようやく全国平均に近づいた状況でありまして、地震減災計画の27年度末の目標値であります80%に達しますよう、今後さらに、自主防災組織の結成・育成への指導助言が必要であると考えておる

ところであります。以上でございます。

○井本委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑などございましたら、よろしくお願いたします。

○右松委員 何点か質問があるんですが、1つは、5ページなんですが、東日本大震災で、消防団員の人たちが水門を閉めに行き波にのまれて、251名という多数の人が亡くなっています。その際に殉職された消防団員に対する補償なんですけれども、計算をすると、3ページでは、公務災害補償、一般的な公務で亡くなったときの補償が、遺族補償等々すべて含めて2,540万という数字になるかと思えます。それに加えて共済で従前が3,100万ということは、殉職された団員の人たちに支給されている金額というのは5,640万という考え方でいいんでしょうか。

それに加えて、もう一つ、次のページに、宮崎市の消防団で分団長が亡くなった場合に、消防賞じゅつ金9,000万という大きな数字が入っています。これはすべてその対象になるのか、一部のものしか支払いがないのか。9,000万というとかなり大きい数字ですから、その辺も含めて教えてもらえるとありがたいです。

○山之内消防保安課長 まず、第1番目の例でございますが、ここにそれぞれ算出方法を書いております。おっしゃるように、従前であればそれを合計した金額、公務災害補償の分、福祉共済制度、そういったものが支払われるということでございます。

それから、2番目の点でございますけれども……。

○右松委員 2番は、宮崎市の消防団員に、消防賞じゅつ金というのが、国、県、市おのおので足し合わせて9,000万という数字が出ています。1億2,446万9,000という数字がぼんと出て

非常に大きく感じるんですが、この9,000万というのは、公務によって死亡されたときに必ず出るのかどうか、その辺を教えてください。

○山之内消防保安課長 この死亡賞じゅつ金につきましては、国、県、市町村、先ほど説明しましたようにそれぞれございまして、最高額が3,000万円ずつの9,000万でございます。ただ、その要件といたしましては、それぞれ一番額が大きい特別賞じゅつ金といいますが、この場合に3,000万円でございます、これは非常に危険が予想される場合に、危険を顧みず行って亡くなられた。それと、一番功労の程度の大きいものといえますか、次に、功労の程度によりましてそれぞれランクが規程で定められておまして、それに基づきまして額がそれぞれ変わってくるということでございます。ですから、一番安いものでたしか1,000万台だったと思いますが、それから2,000万台、3番目で2,500万台、そして一番高いのが先ほど申しました特別賞じゅつ金の3,000万、そういうふうな事案によりまして額が変わってくるというふうな規定をされているところでございます。それが国、県、市町村でそれぞれ同じような状況でございます。以上でございます。

○右松委員 これはたまたま私の消防団で宮崎市で、中央分団は、もちろん分団長は1人で、私の所属するのは2部ですけど、4部合わせると100名以上なんです。ですから、功労に合わせたという形になれば、あくまでも分団長クラスだと3,000万という最高額が認められてきて、一般の団員はかなり減らされているのかなというふうに感じておるんですけども、その辺も含めて、東日本大震災でトータルで5,000万ぐらいということは、20代、30代で亡くなって、残された家族構成にもよりますけれども、私は低い

のかなと感じてしまうんですが、東日本でこういう消防賞じゅつ金というのが出せる状況なんですよ。

○山之内消防保安課長 ただいまここで申し上げましたのは、本県の例を申し上げておりますが、これは国と一緒にございしますが、ほかの県、市町村におきましても同じような状況でありますので、先ほど申し上げましたそのような規程等に基づきまして、事案によって金額は異なりますが、当然支給されるものであります。

○右松委員 消防団の人たちからすれば、家族にいか理解してもらうか。消防活動で災害時に現場に出動します。それから、台風とかになると、車庫待機とって、場合によっては二晩車庫待機をすとか、一番大変なときに車庫待機をするんです。やはり家族の、特に奥さんの理解がないとなかなかできないというのが状況だと思うんです。サラリーマンとかいろいろ要因があろうかと思うんですけど、一番はやはり消防団に入ってもらうことに対して家族にいか理解してもらうか。その辺の手当ての部分。もちろん亡くなったときの補償は絶対大事だと思っておりますし、あるいは4ページになりますけれども、退職報償金とありますが、私が分団長にいろいろ話を聞きましたところ、ここでは載っていませんけど、消防年金といいますが、例えば10年以上勤務して、出動頻度にもよると思うんですけども、消防年金という形で、そんなにたくさん出せないと思うんですけど、一定額補償があるとか、そういうのが家族の理解を得やすい一つのポイントになってくると思うんです。それはこれからいろいろ考えていくところがあると思うんですが、いずれにしても万が一のときの補償を手厚くやっていただきたいというふうに思っています。以上であります。

○井本委員長 ほかにはありませんか。

○渡辺委員 大震災時というのは例外的な場合だと思うのであれなんです、実態として、例えば公務災害補償、直近の1年間で宮崎県でどのくらい補償したケース、通常期のスケールを知りたいという意味なんですけれども、例えば、死亡されて公務災害補償を消防団の方にお出した、または大きなけが、障害を負われて出したというケースが1年間でどの程度あったというふうに考えればいいんですか。

○山之内消防保安課長 本県におきましては、少なくともここ1年間の例でいきますと、死亡もしくは重大な事故に遭われて公務災害とか賞じゅつ金が払われた事例というのは1件もございません。

○渡辺委員 直近1年でいえば、それはないというふうに理解していいんですね。

もう一点、2ページの消防団員の確保に係る取り組みのところの③で、協力事業所表示制度の推進というのがありますが、これは、会社の入り口にシールみたいなのが張ってあって、ここは応援しているというようなものを張るものかなと想像をするんですけれども、そういう表示をつけられるというだけで、ほかにもう少しインセンティブというか、何らかその会社にとってメリットがある部分というのはあるんでしょうか。

○山之内消防保安課長 ただいまお話のありましたように、表示証をある程度目につくところに掲げさせて、当該事業所が地域活動に対する御理解をいただいていると、社会的評価をそれでさせていただくというようなものでございますが、それ以外のインセンティブにつきましては、全く現在のところございません。

○高橋委員 4ページの退職報償金、これは市

町村、どの団でも同額だということで理解していいと思うんです。ただ、3ページの団員の報酬、出動手当は、それぞれ県内消防団で格差があるということで理解していいんですよ。

○山之内消防保安課長 基本的には、最初のほうにつきましては、おっしゃるとおりでございます。これは、先ほど申しましたように、市町村が消防基金と契約を締結しまして支払うものでございますので、その算定額につきましては共通したルールで払われるということで、一緒でございます。ただ、私どもが調べましたところ、都城市さんだけが特例的にこの金額にあわせてちょっと厚くしまして、通常なら、まず5年以上勤務しないと払われない。そして5年から10年までは一定額、それを超えるとというふうにやっているんですけど、都城市さんの場合は、それを1年刻みで少し加算されているというようなことは聞いておりますが、基本的には同額ということでございます。

それから、報酬、出動手当につきましては、それぞれ市町村が定めておるところでございます。差が出てきておるところでございます。以上でございます。

○高橋委員 わかりました。退職報償金は、都城市だけが少し加算をされているということで理解しましたが、団員の報酬、出動手当は、それぞれ市町村の財政力で違うんじゃないかと思ったんですが、細かくはいいですから、郡部の消防団のほうが低いのかなと。最低額と最高額、3分の1じゃないですか、団長で余りにも格差があるなと思って。どっちかというところ東臼杵郡というところは消防団の活発なところで、消防の操法大会でいつも上位に入っているんじゃないか。いわゆる郡部と都市部の消防団との報酬、

出勤手当の額の差。

○山之内消防保安課長 今、市町村の一覧を見ますと、傾向といたしまして、どちらかというところ、例えば団長でいきますと、市のほうが安く町村部のほうが高いと、簡単に言いますとそういう傾向が見受けられます。ちなみに、先ほど団長が最高額が38万8,000円云々と言いましたけど、これも町でございまして、極端に言いますと、大きな市でその3分の1ぐらいというところが現実には見受けられるところでありまして、以上でございます。

○高橋委員 わかりました。5ページの東日本大震災関係の殉職した消防団員ですが、趣旨のところの2行目に、「その多くが公務中であったため」。公務中というのは、消防団としての活動をされていたという公務ですよ。それ以外の消防団員もたまたま、自分の仕事の途中とかで亡くなられた方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、そういう方々には共済金というのは払われたんでしょうか。

○山之内消防保安課長 基本的には公務遂行中ということ、それを前提にして考えられるものでございまして、実際の対応をどう判断するかというのは難しい問題でございますが、仮に公務中でないとすれば、そういった補償は行われなところでありまして、

○高橋委員 続けて聞きますが、7ページで合同訓練の説明がありました。最近気になった数字がありまして、いわゆる消防の専門部隊、消防署ですね、ここの充足率、機械器具とか人員と分けて充足率を出していますね。全国平均と宮崎県の平均の差がかなりあった数字を記憶しているものですから、今お手元にその充足率がわかれば教えていただけませんか。全国と宮崎県。

○山之内消防保安課長 消防力のことだと思うんですけども、車両、消防水利、消防職員、この3つの要素で成り立っておりますけど、これは平成18年度に消防庁が調査した結果でございまして、毎年しておりませんので、手持ちが一番新しい数字でございまして、これでいきますと、宮崎県が、車両が95%であります。消防水利が71.3%、消防職員が68.1%となっております。全国平均は、車両が95.1%、消防水利が80.6%、消防職員が76.0%となっております。以上でございます。

○高橋委員 特に消防人員ですね、署員、人、消防力の充足率は乖離があるわけで、非常備が宮崎県内にはあるじゃないですか。こういった関係もあるんでしょうか。宮崎県には非常備が7町村ぐらいあるじゃないですか。そこは含まない数字で計算しているんですか。

○山之内消防保安課長 この消防力につきましては、9消防本部の数字でございまして、非常備は勘案されておられません。

○高橋委員 消防力は県内の消防本部で違いがあると思うんです。できればこの資料をいただくと助かります。資料要求をお願いします。

○山之内消防保安課長 わかりました。

○井本委員長 ほかにございせんか。

○中野委員 消防団員の現状の報告をいただきました。消防団員の減少している要因ということで、中山間地は、人口減少による入団対象者そのものの不足ということで指摘してありますが、実際、各市町村でどのくらいの消防団員が不足しているかということと、一番最後のページは自主防災組織の現状ということでありますが、西米良を含めて、入郷地帯、西臼杵、大変高い自主防災組織率なんです。実際、万が一の場合、中心になるのは、自分の経験からしても

消防団員だと思うんですが、そういう場合、自主防災組織率は非常に高いが、現実、消防団員は人口減少で確保が非常に困難であると。困難である中の消防団員がどのくらい確保されているかということの関係です。自主防災組織は充実しているけれども、万が一の場合に、実際の活動がどういうことになるかということの把握はされていないものではないでしょうか。

○山之内消防保安課長 消防団員の市町村ごとの状況ということでよろしゅうございますか。

（「状況やら、その環境」と呼ぶ者あり）市町村ごとにはそれぞれ条例定数が定まっておりますけど、条例定数という観点から見ますと、充足はどこもされているような状況でございます。ただ、年度間の増減率といえますか、そういったことがいろいろ出ているところでございまして、そういったことからすれば、特に郡部のほうが非常に確保が難しく、例えばいろんな制度があるんですけれども、消防団のOBを活用しました機能別云々とか、そういったことを活用しながら充足している町もございまして、そういった意味で、消防団の確保ということが、純粋な確保という面からは御苦労されているというような状況でございます。

○中野委員 ということは、これは中山間地のことを言っているんですが、自主防災組織も充実しているし、団員も確保しているから、災害等が発生した場合の防災対策は、今のところ問題はないと、支障は発生していないというふうに認識されておられると理解しておっていいんですか。

○金井危機管理課長 自主防災組織と消防団の関係でございますけれども、郡部に行きましたら、その中心的な存在はやはり消防団員でございますけれども、ただ、消防団の方もその地区

に24時間いるというわけではなくて、稼働されておりまして、昼間の消防団員の方がその町にいる率というのはかなり低いものがございます。ですから、そういう場合も想定しまして、自主防災組織——地域で自治会を中心にお互いを助け合うというための組織も含めておりますので、消防団が中心であることは間違いありませんけれども、消防団員不在のところでは、地域に残っておられる方が共助的に努力していただきたいということで、自主防災組織の活動を中心にやっていますところでもあります。それに、残っておられる主婦の方、ちょっと高齢の方で動かれる方、この方たちを中心にした自主防災組織の消防訓練というのも地域でやっていただいておりますので、消防団員が不在のときも想定した自主防災組織の運営を考えておるところでございます。ですから、問題とすれば、昼間の消防団員が不在のときが一番困るというのが現実でございます。以上です。

○井本委員長 ほかにございせんか。

○中村委員 自主防災組織の現況という速報値が載っていますが、どうもこれはおかしいと思うのね。本当に正しいのかどうか。これは公民館組織率とイコールでしょう。きのう敬老会があつて公民館に行ったんですが、加入率の話が出たけど、非常に低いと。私のところも中心部からちょっと離れたところで、入ってもいいような人たちがたくさんいらっしゃるんだけど、それでも低いんです。平均が74. 何%。これだけ自治会組織に入っているということでしょう。

○井本委員長 いや、そうじゃない。

○中村委員 いや、大体入っているわけよね。自治会組織は大変だろうから。そうじゃないの。

○金井危機管理課長 全部が入っておられるという前提ではございません。総務省のほうの指

導も受けまして、この計算の仕方というのは、先ほども言いましたとおり、自主防災組織がその活動範囲としている地域、ですから、地域全体の世帯数を勘案しているものでございまして、自治会に入っている世帯の数をカウントしているものではございません。これで全国统一がなされておりまして、平成20年度からこれに右へ倣えというような状態に来ておりまして、やっとその数値の計算の仕方が波及してきたところでもあります。

ただ、委員御指摘のとおり、地域のコミュニティーというのは、現実的にはやはり低下しておるのではないかというのが体感的な感覚でございまして。ただ、先日も常任委員会で申しましたとおり、噴火の後に、三股、都城でかなり灰が降り積もったときがございまして、地域で一斉に灰の除去掃除があったんですけれども、都城市の担当者から聞いた話ではございまして、自治会に入っていない方もすべてが灰の除去には出てきていただいたと。ですから、大きな災害があったり、地域で困っておるときには協力をさせていただける地域の精神というのは、まだまだ十分なものがあるという認識はあるというふうに聞いています。ただ、言われるとおり、自治会そのものの活動となってくると、ふだんの活動は低調であるという認識は私どももございまして。

○中村委員 いや、わかっています。自主防災組織でしょう。だけど、大体、イコール自治会組織なんですね。ありますよ、自主防災組織が公民館の中にも何か所かある分があるんです。ただ、イコール世帯数がそれだけ入っていないければおかしいわけでしょう。今おっしゃった、都城市でも入っていない人だって手伝いましたよという話があったかもしれません。ただ、そ

れはきれい事を言っているんですよ。何が手伝うか。我々は一生懸命、自分の前の道路から人のところの道路までやりましたよ。アパートに住んでいる若い連中は出てこないんです。きれい事言っちゃだめよ。まやかしかある、この統計のとり方は。私はそう思いますよ。自治会に入らんやつが、何が自主防災組織に入るもんですか。これは今度の我が県のアクションプランもそうだし、長期総合計画もそうです。きずなとか地域のコミュニティーがあったということ的前提に、アクションプランも総合長期計画も立てられている。この統計のとり方にまやかしかあると私は思っているんですが、本当にこれだけあると思いますか。

○金井危機管理課長 自治会の活動というのは低調であるということは体感しておりまして、この74%が、自治会そのものの人間の活動の実質的なものという認識はしておらないところでございまして。その感覚的なものは委員と同等の感覚は持っております。

○中野委員 関連ですが、自主防災組織のこの数値のあらわし方、これは総務省が基準か何かつくっているということでしたが、非常に誤解を招く表ですよ、今の話を聞いておけば。私はえびのを見て、自分の地区でも65組織があるというから、そのうちの1つが私の地区なんだけど、みんなが区内に入っていないのに、100%という数字はおかしいなと思っておったんです。行政上の組織はそうだけれども、自主防災組織としては、区に入っていないなくても、あなたはこの自主防災組織のメンバーですよと連絡が行ってこういう数字になっているんだらうと思ったら、何のことはない、自主防災組織に入っているAという地区であれば、その地区住民はその組織の世帯数に入りますよということだから、

A分のBでこの組織率を出しているけれども、実際、自主防災組織に全くかかわらない世帯があるということですね、このあらし方では。これは早いところ変えてしまわないと、本当に災害が発生した場合に、100%、100%、90何%あるから大丈夫だという認識でもしも県なり行政が思っておれば、とんでもないことになると思うんです。我々は防災対策特別委員会だけれども、防災という面から見れば、こんな数字のあらし方は早く国にお願いして変えてもらうか、宮崎県独自のものをきちんと決めて、そして市町村に周知して、こういう状況ではどういう組織率になりますよとか、そういうのをしてほしいと思いますが、どうですか。説明を今聞くまで私は誤解しておりました。

○金井危機管理課長 おっしゃるとおり、この数字の出し方は理想ではございますけれども、各自治会の会長さん等の話を聞きましても、やはり自治会への加入を一生懸命努力していただいているところであります。自主防災組織に関しましても、地域に高齢者の方がたくさんおられて、若い方にいっぱい入っていただきたいんですけれども、そのためにもリーダーというか防災士の育成等に努めております。それも、このまま放置しておくだけではつまりませんので、いかに自治会加入率を向上させるか、自主防災組織の活動に入っていただく人数を上げるかというのは、今からの課題というふうに認識しております。ただ、この統計のとり方については全国一律で示されておるものですから、そのほうで指導させていただいておるところでございます。ただ、最終的な判断は各市町村でやっていただくということで、強制的なものではございません。各市町村に委ねておるところが大ききところでもございます。以上です。

○中村委員 きのう、敬老の日だったので、公民館長のあいさつでこんなあいさつがありました。防災という面について、高齢者の皆さんに、近所隣と仲よくしてくださいよ、近所隣と仲よくしないような人は助けられませんよと冗談まじりにおっしゃった。そのとおりだと思うんです。公民館長がおっしゃるのに、うちの公民館も自主防災組織はあります。しかし、これだけアパート、団地がふえてくると收拾がつかせません。その收拾のつかないところまでこれに入れているわけです。そうでしょう。全くまやかし、おかしいです。市町村が報告したからそれでオーケーだとこの表を出されると、今おっしゃられるように大変な間違いになる。県が市町村を指導して、公民館の加入率を上げるような施策を講じないと、この防災組織率は絵にかいたもちで、実態のない組織率だと私は思いますよ。

○甲斐危機管理局長 自主防災組織のこの数字は、ある意味では統計の数字ですので、これまで説明がありましたように、何らかのまとまった単位で防災活動する自治体が多いかと思えますけれども、例えばある自治体あるいは公民館で、その活動の一環でこういった防災活動もするというに基づきまして、そこの世帯を自主防災組織と見なすと。あるいはその中に入っていないなくても、防災活動に参加する非加入の方がおられればその数字も加えると。こういう形での数字となっておりますけれども、実態的には、ぴんからきりまでといたしますか、活動しているところと、私も市町村を回りまして、各市町村によって、あるいは各市町村の中においても海に近いところは一生懸命やっておられずし、そうじゃないところとあると思います。

ただ、私どもは、この自主防災組織というのは、特に今こういう関心が高まっている中で、

集団的に避難訓練をする、それは東北の事例を見ても、犠牲者を減らす、お互い助け合って、あるいは要援護者をかばいながら逃げる、救出するということが、有効な手段だと思いますし、その母体となるのが、現実的にはこういったものがある、いろんな訓練をしたり、あるいはその地区ごとに、だれを助ける、どうやって逃げる、そういったことで話をし、もう少し計画を煮詰めることによってこれがいざというときに役に立つと、そういうところまで持っていく課題はありますけれども、しかし、そういう母体があるいろんな避難訓練なり防災強化の充実が図れるものと思っています。ですから、これは現状でいろいろ課題があると思いますけれども、やはりこれを活用して、ある意味での地域の防災力を高めていきたいというふうに思っているところでございます。

○中村委員 それはぜひ。だけど、活用にならないんですよ、この数字が。活用になれば何も言わないんだけど、実体のない数字をここに挙げておったっていけない。だから、繰り返しになるけど、市町村から上がってきたものをそのまま鵜のみにするんじゃなくて、中身はどうなんですか、アパートとか、独身の人たちや若い世帯が住んでいるところなんかはもっともっと指導していかないと、取り残されますよ。だから、きのういみじくも館長が高齢者の皆さん方に、若い人たちと仲よくしてくださいよ、若い人たちと仲よくしていないと連れて逃げられませんよ。まさしくそのとおりなんです。仲よくしていないところは、若い連中がおるところも、自分たちだけで逃げますよ。だから、そういったことについても、若い世帯を対象に啓蒙活動をやっていないといけないんじゃないかと私は思います。

○甲斐危機管理局長 そういう課題は実際に多々あると思います。もう一つ、自主防災組織ですから、あくまでみずから行う活動ということで、消防団の方が一つ大きな担い手ですけれども、各自治会の会長さん、それから、ことしは防災士の研修を受けていただく方も多くなっていますし、そういった人材も育てる。いろんなことで自主防災組織を、実のある、いざ災害が起きたときに活動する、そういったものに各市町村と一緒に強化を図っていききたいと、このように思っております。

○坂口委員 考え方はいろいろでしょうけど、僕はこの考え方は歓迎しているんです。余り説明聞いてなくて申しわけなかった。去年かおとしぐらいから考え方が変わって、首長とか自治体の判断で、うちはどこまで入れるとか入れないとか自由に判断してくださいということ。だから、緒についたばかりと思うんです。最近、例えば、中山間地域では有害鳥獣による被害とか、全般的には子供見守り隊とか、とにかく地域力というものが問われていく中で、大規模災害のときに自主防災組織というものの存在が、明暗を分けたところへの貢献があった。

それから、一つには、新しい公共という流れの中で、こういったものを国としてどう考えていくのか。完全な公共サービスじゃないけれども、自主的なもので、公共性が極めて高いものとして、将来何らかの方向性を国が持っているというようなことをこの中に感じて。実は新富はカウントしていないんです。これにはさまざま地域の考え方もあって、地区に加入していないところまで我々は面倒見切れないよというような抵抗がそこにあるし、加入した人だけ地区に入ったと私たちは表現しているんですけど、入っている人だけを堅実にカウントしていこう

という方針をまだ変えていないんです。

僕は地元の議員なんかには、そうじゃないぞと。将来これを公的に賄えば、そのカウントによって、配布する資料とかそこに流される補助金とか、そういう大きい流れの方向性があるんじゃないの。だから、全体をかぶせておいて、その中で名と実を一致するために実をとっていくべきだと。そのための組織となるからには内部努力をしていく。それが大きい今後の流れじゃないかというようなことで、僕は地元は説得しているんです。

そこらのところはどんなぐあいにも今後なっていくのか。僕は勝手にそう想像していたんですけども、これは極めて公共性を将来持たせて、地域全体をしっかりと、自分らのことは自分らでという自覚のもとに新たな公共を、小さなコストでしっかりしたものという流れが根底にあるんじゃないかなという気がするんです。単なる災害のときのどう逃げようかだけじゃなくて。そこはどんなぐあいにとらえておられますか。

○金井危機管理課長 自主防災組織につきましても、単独でこれだけのために組織化するというのはなかなか難しいところがございます。やはり地域のコミュニティー、地域の力が一番重要な基本的なものでございますので、地域の祭り、運動会、その他もろもろの地域の活動、これが基盤になっているものと考えております。ですから、それらとあわせた上で自主防災組織を運営していただくという考え方を持っています。ですから、自主防災組織ありきではなくて、地域の自治会の活動、運動会のあり方、祭りのあり方を運営していただく委員会とか、そこらと相まってやっていただきたいというふうを考えておるところであります。ただ、ハツハツ（発動発電機）とか、防災で使う道具、リヤカー等

もございますけれども、これらにつきましては、祭りで使うものほとんど一緒でございますので、共有するものであるということは指導しておるところであります。

○坂口委員 そういうこととはちょっと違うんですけど、大きい流れの中で、今は緒についたばかりで名と実が一致していない。かなりな部分がまだ乖離している。だけど、これはそれぞれが役割分担しながら、自助努力に係る部分、公的な指導とか支援に係る部分、そして名と実を一致して行って、加入が100%の活動につながる組織立ったところを目指さなきゃいかんけど、国というか、今のこの社会の流れの中で、地域力が崩壊しつつあったところに大きい問題があったんだということの反省に立って、あらゆるものに地域力が問われてくる。まずはその基礎的な単位が集落だということで集落単位の、具体的には、今みんながそこに注目している間に、危機というものを前面に出してそれから身を守っていこうという防災組織というもの。

だから、流れとして、さっきから言いますように、将来、これ以上公共ができないときに、小さな公共として、新しい公共として、そこに効率的に税の投資なり何なりをやっていってでも自分らを守るべきものを守っていこうと。くどくなりますけど、子供を犯罪から守ったり、災害から守ったり、あるいはさっきのように、地域の活力につながるさまざまなイベントをみんなで作っていったりというところに行こうというような、国の大きい考え方の流れがあるんじゃないかということを感じたから、そうやって僕は地元を説得している。100%にしろと言っているけど、地域としては実をとって、100%にはいってないじゃないかということで、70数%の加入率、組織率に新富はなっている。そうい

う流れがあるんじゃないかということで、そこを教えていただければと。

○甲斐危機防災局長 今の御意見に私も同感するわけですが、この自主防災組織というのは、特に阪神・淡路大震災で、いかに自主的な防災が大事かと。大きな災害になると救助が間に合いませんので、まずとにかく自分で身を守ると。その中には、特に集団でお互いに助け合いながら難を逃れるというのが効果的であるということで、現実的には制度としましては、災害対策基本法の5条、8条、こういったところで、市町村あるいはいろいろな行政機関が、自主防災組織の取り組みをしなくてはならないというふうな、災害の一つの基本的な事項としてうたわれておりますし、私どもも、行政的に避難体制を強化するという組織を考えるに当たっては、やはりこの自主防災組織というのを通じて、例えば県のほうもいろいろな補助金を出しておりますし、そういった形で強化を図るというふうにすべきだと思っております。

そして、厳密に言いますと、この自主防災組織と例えば自治会とか公民館組織というのは、イコールではございませんが、実際には、お互い顔を見知り合っている方々が日ごろから準備をして、一緒に逃げ、また、避難所でもお互いに共同生活をするということであれば、隣近所の単位が中心になるわけですが、しかし、自主防災はあくまで防災対策ですから、例えば自治会区域とか公民館区域が大き過ぎるといようなときには、実態に合わせて……。

○坂口委員 そういう細かいことを聞いてないのよ。僕の話がまずいのかわからんけど、大きい流れの中の一つとしてあって、とにかく自主防災組織を100%に持っていく必要があるという反省の上に立った一つの流れの中での災害か

ら守ろうという自主防災組織じゃないのですかということを知っている。そうであるとすれば、100%に限りなく近づけて、今、みんなが疑問を持っているようなこの乖離を埋めていく努力を、今後どうやっていくのかというのが大きい課題じゃないかということを知っているわけです。

○稲用総務部長 いろんな御意見出ていまして、今、坂口委員のほうから出ました、まず100%に持って行って。これは、公民館組織であるとかいろいろなコミュニティーの組織のあり方というのが問われている中で、同じようなものでもあるわけです。かぶっている部分があって、その中でこの自主防災組織、いわゆる危機とかそのものに対する対応というのが恐らく今、住民の皆さんが一番身につまされるものだろうと思います。今、100%というお話がありましたけど、そういうことの中から組織力を固めていってお話のありましたようないろんなことにそれをつなげていく、そういうことが大事だと思います。防災は、地震とか津波というのが今大きくクローズアップ、風水害もありますけれども、例えば火災とかいうことを含めてすべてです。そういうものが地区の中で自分の問題となったときには、これはちょっと言葉は過ぎるかもしれませんが、通常の公民館活動にはなかなか参加しないような人でも、恐らくそういった問題には現実的な問題として参加して下さるんじゃないか。そういうところから固めていって新たにいろんな活動を広げていく。そういうやり方も一つのやり方であるのかなというふうに思っています。

○坂口委員 そののところなんですよ。これは絶対必要なものだという事はみんな感じているわけです。しかしながら、必要なものだけ、

この数字が本当に実態に合って、そんなもの期待できるのという疑問もみんな感じている。だから、乖離しているところを縮めなきゃだめだということと、今、部長が言われたように、今とにかく、津波だとか地震からどう守ろうかということはみんなが共通して大きい危機感を持っているから、いい吸引力というか、そこに気持ちを向かせるというものが一つある。今、タイミング的には絶好のタイミングだな、やっていかなきゃいけないなとなったときに、100%を目指すんだということをもまず目標にしなきゃだめじゃないかということ。目指す中で、今言われたように、長い歴史の中で、地域が崩落した、きずなが薄くなっていった、地域力が落ちこちていったというその反省の中で、その落ちた原因が、例えばきずなという結び目がほどけてそれがなくなってしまったなら、結び直さなきゃだめだし、余りにも社会が複雑になり過ぎて結び目がもつれてしまったら、ほどかなきゃいけない。そういう作業をこれからやっていく。100%かけていくということが大きい課題として行政にも僕たちにも両方にあるんじゃないか。その役割分担を今後どうしていくかということを見出していかなどいかなのじゃないのかな。流れとしてはこれは避けることはできないんじゃないのか。100%に持っていく必要があるんじゃないのかということを知っているんです。

○渡辺委員 ちょっと確認したいんですが、自主防災組織のところですが、国の統計の出し方は統計の出し方としてこれはこれでいいとして、宮崎県の場合、実態としてそのベースになっている組織は、自治会とか、地域によって公民館活動が盛んだったり、自治会が盛んだったりするかと思うんですけれども、そのベースは自治

会だというふうに理解していいですか、基本的な範囲は。99.何%の世界でそういうものなのかどうか。

○金井危機管理課長 統計のものにつきましては、自治会がベースというふうに考えて結構です。

○渡辺委員 であれば、素直な疑問として、自治会加入率の高い低いいろいろな課題があることはすべて皆さんが認識しているわけですから、母数となる数を例えば自治会の数にして、そのうち幾つの自治会のところで自主防災組織ができていくのかという数字を、これと別枠でも出されたほうが、実態として各市町村でどの程度の自主防災組織ができていて、県内全体ではどのくらいかという感覚はつかめるんじゃないかという気はするんです。しかもそんなに難しい作業ではない気がするんですが、いかがですか。

○金井危機管理課長 自治会の数で計算するという方法もあるんですけども、自治会におられます世帯数、1,000人近い自治会もあれば、14~15人とか15~16世帯というのもございまして、1という分母が偏ってきますので、一応世帯数ということで総務省のほうからは指導を受けておるところでございまして。

○渡辺委員 総務省のやっている数値の出し方は出し方で、これであって構わないと思うんです。ただ、宮崎県で実際に肌感覚でつかむには、もちろん1,000人の単位の自治会もあるし、10何人というところもあるのも十分にわかるんですけども、これだと、リアリティーを持ってどのくらい例えば宮崎市の中ではあるのかというのはつかみづらいと思うので、難しい作業では全くないはずですから、あわせて、別に宮崎独自のものとして数字を付記する感覚があっても

いいんじゃないかという気が私はするんです。

○中野委員 今の答弁とさっきの答弁と違うんじゃないかと思うんです。自治体組織のAというところの組織が自主防災組織になれば、そこに1,000世帯があるとすれば、自治体への加入率がたとえ50%であっても、1,000世帯みんなこの自主防災組織に入っているというカウントをしているんでしょう、これは。そうですね。

○金井危機管理課長 今おっしゃられた計算の仕方でございます。

○井本委員長 えびの市だったら、世帯数が1万63と書いてあって、そして自主防災組織が65で、結局AとBが同じですよ、100%ということは。ということは世帯数を全部網羅しておるということですね。しかし、入っていない人もいと中野委員は言うわけです。だから、入っている人と入っておらん人のあれをびしっと出したらどうですかと渡辺委員も言っている。そんな難しいことを言っているわけじゃない。その辺のカウントの仕方が、入っていない人まで全部入っているわけよ、これだったら。100%ということは。例えばの話。だから、数の出し方は何とかならんとですかと言っているわけです。

○高橋委員 私も一度これは質疑しているんです。そのときに納得したわけですがけれども、坂口委員がおっしゃるように、総務省が出しているこの表は、完璧を目指すという意味でこの総務省の出し方というのを別に否定するわけじゃありませんが、やっぱり宮崎県としては、実態をしっかり把握していく資料を持っておくべきだと私は思うんです。自治会組織世帯数の全体が50万4,000。宮崎県で自治会未加入世帯というのは何ぼあってというのをを出しておいたほうがいいと思う。先ほどおっしゃったように、新富なんかは自治会未加入のところはカウントされ

ていないわけでしょう。そういうアンバランスもあるわけだから、しっかり実態を宮崎県としては持っておく。総務省は総務省の指導があるでしょうから、この表は出すべきでしょう。完璧を目指すという意味では、やっぱり実態の数字は把握しておいたほうがいいと思います。

○井本委員長 皆さん期待して、頑張っているのはそのとおりであるけど、実態を捕捉していないんじゃないか、これで満足したらいかんぞということをおもって心配しているわけです。

○金井危機管理課長 実質的な数字ということでも私たちが心配しているところがございます。御指摘は十分理解しているつもりでございます。その実質的な数字をお手元でお示しすることができないというのがちょっと残念でございますけれども、今後その方向性を持ちまして検討してまいりたいというふうに考えております。より実質的な自主防災組織の運営ということが重要かというふうに考えております。御指導については十分承っておきます。

○井本委員長 これはこれでいいですか。ほかにありませんか。

○山下委員 もう一回、消防団の現状と課題についてお伺いしたいと思うんですが、消防団の皆さん方の平均出動というのは、緊急時と訓練とあると思うんですが、今どれぐらい出動されていますか。把握されていますか。

○山之内消防保安課長 消防団員の出動回数、平成21年の例ですけれども、例えば宮崎市が合計しますと646件、都城市が600件、そういった数字になっておりました。市の計で3,401件となっております。そして町村の計で760件、県計で合わせまして4,161件と、出動回数はそのようになっています。

○山下委員 私が聞いているのは消防団員の出

動。団員としての。

○中野委員 100を超えているよ。100回を。夜警とかいろいろあるのよ。

○山下委員 消防団の皆さん方は、私たちも経験していますが、いわゆる緊急的な出動ですね、例えば水害のときの呼び出しやら来るわけです。それと、火災関係の緊急出動、そして訓練があるんですね。そういうのがどれぐらい年間、消防団員として要請が来ているのかなど。それをちょっと教えてください。

○山之内消防保安課長 申しわけありません。今、手元でお答えができませんので、もう一回整理して御報告させていただいてよろしいでしょうか。

○山下委員 それでは、搜索願ですよ、消防団に要請が来ると思うんですが、そこ辺も把握していませんか。

○山之内消防保安課長 先ほど平成21年の回数で申し上げましたけど、回数としては把握しておりまして、搜索が年間県全体で89件でございます。

○山下委員 89件というのは消防団への出動依頼ですね。

○山之内消防保安課長 消防団員の出動回数です。

○山下委員 県内の。

○山之内消防保安課長 はい。

○山下委員 であれば、データは先ほどのあれを欲しいんですが。というのは、緊急時の出動とか火災とかいろんな訓練とかあるわけですから、それがまたわかったら、年間の出動回数を教えてください。

それと、人命救助関係ですね、搜索願いが出ると思うんです。例えば痴呆の人たちの行方不明者の搜索願とかあったり、そして、去年でし

たか、霧島でも遭難者が出たりして、消防団の出動要請も来るんですが、その依頼の手順というのを把握されていますか。例えば市町村長から来るのか、警察から来るのか。消防団に対する出動命令です。

○山之内消防保安課長 市町村長、首長から団に対して命令が出るということだろうと思います。

○山下委員 警察から来ることはないですか。

○山之内消防保安課長 基本的には、警察のほうから市町村に依頼がありまして、市町村を経て消防団のほうに出動命令という形だと思います。

○山下委員 なぜかという、消防団の責任の所在というのを明確にしていくためには、私たちもそういうことがあったんですね。例えば痴呆の入った人たちが行方不明になって、搜索の要請が来るんです。遺体を見つけた。私もその現場にいたんですが、その遺体をどうするかというときに、警察が我々に要請したんですよ、上げてくれと。冗談じゃないと。もう何十年も前なんですけど、これは我々の応ずるところじゃないということで、僕らもその場にいた警察にお願いしたんですが、警察もどういふあれで判断したのかわかりませんが、そういうことに対しては警察がするべきだということで私たちはその場を去ったんです。我々は探すまでが責任と。中にはこういうこともありました。山の中にずっと人を探しに行きまして、消防団が探して、おんぶして連れて帰ったこともあったんですが、その消防団に対する命令指揮系統というのが、部長とか分団長とかおってそこに適宜来るんでしょうけど、言われたように、市民の生命・財産を守っていくのが自衛隊、警察、消防団ということを言われているんですが、消防

団に対する啓蒙、そこ辺をもうちょっと意識を高める必要があるのかなど。先ほどもちょっと議論がされていましたが、例えば自衛隊の募集とか警察官の募集というのは、至るところに募集していますよという広告は出していますね。だから、消防団の出動回数、責任の所在というのを表面に出してあげること、そういうのもうちょっと必要かなと思ったりします。でないと、言い逃れとして、自営をしている人たちが少ないからとか、いろんな逃げ道を皆さん言われるんですが、そうじゃないと思うんです。もうちょっと消防団の地位向上、県民に対して消防団の必要性、そこも啓蒙していくことが必要かなと思うんです。

○山之内消防保安課長 まさに委員おっしゃるとおりであると思います。私ごとで申しわけないんですけども、私も2年半ほどある町で勤務をした経験がございまして、そこで消防団員の方々とは特に深いつき合いをさせていただいて、今でも非常に通じているんですが、その中で、今おっしゃいましたように、私も立場上、行方不明者が出れば、当然何時であろうと連絡が参りますので、現場に行きまして、私自身は捜索活動をするのではないんですけども、現場におりまして、そうやって消防団員の方々、団長以下みんな活動するときと一緒にあって、解決するまでずっといるというようなことを何度も経験しました。そういう中で、本当に真冬の朝早くから夜遅くまでとかいっぱいそういうことも経験しておりまして、まさにおっしゃるとおりだと思います。

そういう中で、そういった消防団員の方々の住民に対する貢献度も、先ほど申し上げましたが、私自身は自分の経験で、何よりも崇高な活動だと思っておりますが、同じような感覚をより

少しでも県民の方に理解してもらうように普及することが大事だと思っておりますので、そういった方向でできる限りの施策を頑張っていきたいと思っております。

○徳重委員 消防団員の報酬、出動手当のことについてお尋ねしてみたいと思っております。これの報酬額というのは市町村で決めるんですか。

○山之内消防保安課長 金額は、市町村が条例で定めることになっております。

○徳重委員 今は合併して数も少なくなっているんですが、市町村単位で例えば手当がかなり違ふと。先ほど山下委員から言われたように、出動するのは、決められた定期的なもの、あるいは臨時的なもの、あるいは火災、あるいは水害、いろんなことで出動するわけですが、それぞれにほとんど同じぐらいの出動回数になるのかなという感じがするんです。それで、隣同士、道路を境にして一方は高い、安いというようなことがよく話題になるんですが、そのことについて県としてはどういう指導をされるわけですか。関係ないということですか。

○山之内消防保安課長 関係ないということではないんですけども、基本的には、それぞれ市町村のいろんな事情がある中で、ある意味、一義的には市町村が自主的にいろんなものを勘案しながら定めているものと思っております。ただ、今、委員おっしゃるような意見が出て、実務上いろいろ不具合もあるようなこともあるとすれば、まずは、いろんな関係者が集まる機会ですら、そういったことも提案しながら検討をお願いするような場面というものもあるかと思っております。

○徳重委員 例えばここに出ている数字から言いますと、出動手当は、最低が1,300円、最高が5,000円、平均して2,279円という数字が出ていますが、これを考えても余りにも差が大き過

ぎると思うんです。少なくとも最低3,000円は出してほしいと。でないとおかしいじゃないかというぐらいの指導があつていいんじゃないかと思うんです。出動することについては半日、一日つぶすわけです。はっきり申し上げて。団長やらいろんな手当は若干差はあつたにしても、これはやむを得ないと思うけど、団員が出動する日は半日、一日つぶすわけです。そうであれば、少なくとも3,000円ぐらいは、どう考えても3,000円か5,000円ぐらいは出してあげてもいいんじゃないかと。一般論ですけど、そう思うんですが、そういうことについては全然県として指導力は発揮できないんですか。

○山之内消防保安課長 先ほど申しましたように、いろんな場合があつて、意見といいますか、そういった検討をお願いするということではできると思います。私が聞いているところによりますと、報酬、いわゆる年収ですけれども、年収と手当は条例で定まっているわけですが、あるところに聞いたところによりますと、報酬のほうを少し厚くしまして、その分、ほかのところよりも年収が厚い分だけ手当が低くなっているという現状もございますと、そういう話も聞いております。そういったことではいろいろ市町村の事情もあるかと思いますが、今、委員御指摘のありましたような件につきましては、私どもも今後問題意識を持って市町村とさまざまな機会で話してみたいと思います。

○徳重委員 最後にしたいんですが、とにかく隣接している市町村で余りにも差が大きいようなことはいかがかなと。お互いにおもしろくない情報として流れてくるわけです。今、広域な状態になっているわけですから、同じ動きをしなきゃならないことは非常に多いと思うんです。ぜひひとつ前向きな指導をお願いしておきたい

と思います。

○前屋敷委員 私も今の消防団員の処遇について少しお伺いしたいんですけど、財政措置はすべて市町村が負担するという事になっているというお話だったんですけど、県から何分かの補助があるのか。それと、国が地方交付税あたりで若干加味していないものなのか。その辺の実情を教えてください。

○山之内消防保安課長 第一義的には、市町村の消防に要する費用は市町村がまず負担するというのが、これは基本でございます。そういう中で、当然、国が普通交付税の中で算定して、その分に手当てをしているというのが基本になっているわけでございます。今お話出ましたけれども、ちょっと細かい話ですけど、消防組織法という法律の中に、市町村の義務ですね、責務といいますか、今、消防行政は市町村本来の責務ということで定まっています。もう一点は、県の責務といたしまして、市町村の消防施設の強化拡充の助成というのが消防法の中で記載されておりまして、それを根拠にいたしまして、前回も補正予算で御審議をいただきましたけど、毎年度、市町村に対するいろんな機器材の県単補助を実施しているところでございます。ですから、直接の人件費になるかと思いますが、これにつきましては、私どもも消防庁等にもいろいろ確認した経緯もございますけれども、基本的には、人件費等、いわゆる第一義的には市町村が負担する中で、県が今申し上げましたような消防機材等の補助をする。そういう中でいろいろ知恵を出し合ってやっていくべきじゃないかというようなことで、他県の例も参考までに聞いてみたんですけども、全国どこも市町村に対する人件費補助というのはやっていないということでございました。以上です。

○前屋敷委員 この人件費的な報酬、経費になるんですけど、やはり格差があるとどうしても士気にかかわったり、それだけで消防団活動しているわけでは皆さんないんですけど、その格差が余りにもあり過ぎると、それは一つの問題かなというふうに思うんです。それで、その自治体の財政力によって金額も変わってきたり、地域消防団の数などによっても、団員も含めてですけど、そこで差が出てきたりということもあったりするかなと思うんです。各自治体の現在の消防団の数も知りたいので、資料の中でそれも添付しておいていただけるといいかなというふうに思うんですけど、団長が多ければそれだけ金額も高くなったりするわけです。仕事の中身としては非常に危険を伴うことで、どの地域でどういう災害があったり火災があったりしても、その危険度とか責任というものはどこも等しいというふうに見なきゃいけないんじゃないかなと思うんです。そういった意味では、そこに余り乖離があってはやはりまずいというふうに思います。ですから、そこをなるべく平準化できるような努力が自治体でも必要ですし、県からもそれに伴う一定のなにかがなければ、抛出もやぶさかではないのではないかなというふうに思います。

それと、地方交付税の算定基準の中に含まれているというお話もありましたけれども、それがどの程度のものなのかというのが見えなところかなかなか難しいんですけど、そこは、今こういう災害についてかなり意識も高まっている中では、算定基準をその分高めていくということも、一方では国に要求していくことも必要かなと思います。そして、それが団員の皆さんにもちゃんと返っていくということが必要だというふうに思います。要望を1つ。

それと、先ほど消防力のお話もありましたけど、その中で、職員の充足率が、宮崎が68.1%、全国が76%ということで、全国も高いということではない。その中でも宮崎は全国にもまだかなり及んでいないという中で、消防職員の皆さん方はプロですから、地域消防団と同列ではないわけで、そういった意味では、職員の皆さんの充足というのは非常に大事なことで、団員でとってかわれるものではないわけですから、その辺についての考え方を聞かせてください。

○山之内消防保安課長 それぞれ事情がある中で、9消防本部のそれぞれのトータルが先ほど申しました数字になるわけでございますけど、確かに皆、職員確保にそれぞれ苦慮されてこういったことになると思います。おっしゃるように非常に大事な責務を負っているわけでございますので、当然それらについては、消防庁が指導する100に近い数字が理想でございますけれども、そういったことも踏まえながら、私どもとしましては、消防庁の指導にのっとりながらいろいろお願いもしていくのかなというふうに考えております。

○右松委員 少し最後、質問したいんですが、自主防災組織の組織率に関しては、先週の常任委員会で相当突っ込んで話しました。ただ、私は、宮崎県の平均が74.83ということで、全国平均から比べていくと、今年度もしそのまま推移をすれば22位と、前回の36位からジャンプアップするという話はしましたが、九州圏内では上位が大分県で90.1%ということで申し上げたんですけれども、ちょっと私も調べてみたんですね、大分県がどういうふうに取り組んでいるのか。その中に、この後、話が出てくると思うんですが、大分県は、減災社会づくりのための県民条例というのをつくっています。これは2年

前につくられたんですけれども、「大分県減災社会づくりのための県民条例」ということで、県民条例ですから、わかりやすい平易な言葉になっていまして、最後に「県民減災社会づくりの日」という項目があって、県民運動を展開していこうという趣旨で毎月1日に設定をしているんです。県民運動の取り組みで、県全体としてしっかり取り組んでいくという姿勢が大事だということを感じている中で、宮崎県としての防災に対する取り組みが、私も宮崎市からいろいろ入ってきますけど、県としての顔がなかなか見えてこないのかなという、少しその辺は感じているところがあります。これはまたそのときが来たときに掘り下げて話をしたいと思っています。

私が質問したいのは、2ページの、先ほど委員のほうから話がありました県の主な取り組みの中で、企業等への働きかけというのがあります。それから、団員を雇用している建設業者に対する優遇措置というのがあるんですが、消防団協力事業所表示制度を私も調べてみようと思って調べてみたんですが、宮崎県防災・危機管理情報というホームページがあります。この中に、一番下に「消防団協力事業所の表示制度のページ」というのがありまして、これをクリックするとリンクが切れているんです。中身がわからない。「宮崎県の消防団の御紹介」というところもリンクが切れています。きょうまさにこの話になっているときにリンク切れというのはどういうことかなと。その辺はしっかりやってもらいたいと思っています。これはそちらのホームページですから。

そこで伺いたいのは、消防団協力事業所に現在、県内何社ぐらい認定されているのか。わかる範囲で結構です。

それから、もう一つは、建設工事の入札関係

なんですけど、宮崎市もこれは取り組んでいまして、実際、中央分団でこの制度を活用して入札をとられた事業所があります。ですから、建設工事の入札参加資格審査における加点の部分でこれを活用してどれぐらい成果が出ているのか。そこを簡単に結構ですから、教えてください。

○山之内消防保安課長 まず、消防団協力事業所制度の表示証の交付事業者数でございますが、平成23年7月14日現在、県内合わせまして40業者ございます。

○右松委員 先ほどのホームページで私も調べてみたら、坂下組が消防団協力事業所で、坂下組のホームページに出ていました。40業者県内あるということですね。

○山之内消防保安課長 それから、2点目の効果の件でございますが、私どもも余り把握していなくて申しわけないんですけれども、県の担当に聞いてみますと、例えば22年度の入札参加資格審査でいきますと、消防団員の雇用者数が262人いて、それが1人2点ということで524点が加点されたという実績は聞いております。ですから、該当者については、少なくともこれだけのものが参加資格の中でアップしたというのは効果だと思います。ただ、この制度の結果、現実には消防団員の活動にいかにか寄与しているのかというのは、まだ検証が十分できておりませんので、今後してまいりたいと思っています。

○井本委員長 ほかにありませんか。

○高橋委員 先ほど消防力の充足率の関係で資料要求しましたけど、交付税措置されている人数があるでしょう。例えばA自治体には100人措置しているけど、80人とか90人という感じで充足率が低いわけです。そこがわかる資料はできますか。9本部あるわけでしょう。

○山之内消防保安課長 基本的には、地方交付

税の算定の中で標準数値があると思うんですけど、それについてそれぞれの市町村ごとに補正係数を掛けて実際に算定する。私も詳しくはないんですが、そういう流れになっているかと思うんですけど、今、委員御指摘のは、基本額と補正係数の話になるということでしょうか。

○高橋委員 私も詳しくわかりませんが、交付税措置されて人数というのが割り当てられていると思うんです。それに対して、実際には各自治体はその交付税措置分の人員を配置していないんです。だから、充足率がこうやって乖離しているわけです。交付税措置で何人分もらっているのに実際は何人ですよというその人数が出せるかなと思って。これはおもしろいと思うんです。

○山之内消防保安課長 要するに、交付税上の算定額と実際にその市町村がとっている予算額、その差でよろしいですか。

○高橋委員 できれば人数のほうがわかりやすいです。

○坂口委員 それはちょっと難しくないですか。まず、積み上げていく中の基礎の中の基礎の数字で、しかも、人口何人から何人のところに例として団長が1名、副団長が何名、何が何名ということのやつで、今、課長が言われたように、最終的には、市町村の消防の人口の参考が10万人ですね、人口1人当たりでそこに集約してきて、その要素はいっぱいあるんですね。しかも今言われたように問題は補正係数なんです。これが三位一体改革に入るまで、例えば人口500人縛りまでありましたね。4.38倍してましたよね、人口10万人。それが物すごく傾斜が緩くなってしまったというところで、小さい自治体の実態に見合っただけの交付税がもらえていないと

ころが大きい問題だと思うんです。そこらが県として努力していただく……。今、地方と国との協議の中での地方交付税算定のあり方とかで、実態に近づけるための——現実的に確保できないんです。補正が倍率が低くなってきたんです。小さい市町村がきつくなってきて、総額がぐんと減ったはずですよ、消防行政費というのは。そこらをわかるような資料までしかちょっと難しいかもわからないですよ、今言われたのは。

○高橋委員 私が記憶している範囲では、何人分というのはたしか出しているはずなんです。それに対して何人しか配置していないという数字を市町村は持っていると思うんです。もし厳しけりゃそれはしょうがないです。

○井本委員長 ほかにありませんか。

○河野委員 印象意見になるかもしれないんですけど、県のこの資料一つ見ても、取り組みが非常に消極的な気がするんです。例えば消防団の現状と課題についてということで資料提示をさせていただく中で、消防団員の確保に係る取り組みという中で県の取り組みを見たときに、確保の取り組みで、確かにこれは実績を上げるなというものが見えない。皆さんの意見の中でもそうだったんですけど。一つ、国の取り組みの中で、⑤消防団員確保アドバイザーの派遣というのがありますが、これ一つとっても、市町村が要請するのか、県が積極的に要請しているのか、ちょっと確認したいんです。

○山之内消防保安課長 消防団員の確保アドバイザー派遣制度については、基本的には、市町村が消防庁のほうに都道府県を經由して派遣要請するというものでございます。宮崎県の中では派遣要請した実績は今のところございません。平成19年度からスタートした制度でございませけれども、今のところまだございません。

○河野委員 項目だけ上がっているという。実績が伴っていない。本当に緊急時の、消防団を充実させないと助かる命も助からない。例えば自主防災組織でも、この表だけがぼこっと出て、実態を聞いてみると伴っていない。私、代表質問の中でもさせてもらいましたが、災害時の要援護者の手だてを積極的にやらないと、命のバトンという、冷蔵庫の中に自分の実態、あれが市町村に大分広まってきて、延岡もやっとな、きのう敬老会に参加したところで何か所かその説明があつて、そういう動きを進めましよう。市町村も緊張感持って大分具体的な動きが見え始めた。県はどうかといったときに、徳重委員おっしゃったように、まだまだ見えていないなという気がするので、済みません、印象意見ですけど、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○井本委員長 ほかにありませんか。いいですか。

いろいろ聞いてまいりましたが、この後の委員協議で、これまでの調査活動を踏まえて、宮崎県防災対策推進条例の改正が必要かどうかということを決定的にしているわけですが、御案内のとおり、この条例は、そちらの提案じゃなくて県議会側が策定した議員提案条例であります。そういうことありますから、我々がそちらに聞くというのは本当はおかしい話でありまして、執行部としては発言しにくい面もあるとは思ひますが、委員の皆さんにも了解を得ておりますので、ざっくばらんに伺いたいと思うのであります。当条例を運用している立場として、また、先般の東日本大震災を踏まえて、当条例を新たに見直す必要があるか、また、あれば、その改正すべき視点も含め、御意見をいただきたいと思ひておりますが、よろしくお

願ひします。危機管理課長でよろしいですか、お願ひします。

○金井危機管理課長 危機管理課でございます。宮崎県防災対策推進条例につきましては、委員の皆様も御案内のとおり、平成17年の台風14号の被害を踏まえまして、本県初の議員発議で制定された条例であります。今回の防災対策特別委員会において条例の見直しについて検討される見込みであるということは、議会事務局から伺ったところでございますけれども、現条例の内容を読み返しましても、防災に関する考え方が非常に網羅的に書き込まれていると思ひますし、執行部側といたしましては、議員発の条例という点で御意見を申し上げづらひと考えておるところでございます。

しかしながら、今回、執行部としての意見ということでお求めでございますので、これまでの委員会での議論や、同席させていただきました県内視察の調査の内容、また、現在、執行部内でやっておりますさまざまな議論を踏まえまして、意見として概要の説明をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、基本的なところで今申し上げましたとおり、条例は、現状でも防災に関するさまざまな点に関し非常に網羅的に盛り込まれており、その内容についても特に趣旨を変更しなければならない部分はないというふうにお願ひしております。したがって、今回、条例の改正としましても、修正・削除というよりは、新たな要素を追加・補強するという形であろうと考えてお願ひして、私どもで具体的には、1つ目の考えが、適切・確実な避難によります県民生命の保護、2つ目が、減災と復旧・復興に向けた地域での防災力の強化、大規模か

つ広域災害への備えの充実。繰り返しますが、1つ目が県民生命の保護、2点目が地域での防災力、3点目が備えの充実という3つの観点で整理できるかと思っております。

まず、1つ目の観点でございます県民生命の保護という点でございますが、これにつきましては、特に、今回の東日本大震災において、地震と津波により死者1万5,783名、行方不明者4,086名（9月12日時点）という被害があったことから、住民の生命を守るための方策として、避難するということが最も重要であることが改めて再認識されたという部分でございます。

この被害拡大については、原因の一つとしまして、地震、津波の影響で情報伝達が十分に実行できなかった部分があったと考えております。したがって、例えば条例に新たなものを加える要素といたしまして、情報伝達に係る施設や機器などについて、地震や津波による破壊や電力供給の停止などのように、災害の影響を回避するような対策を講じるよう努めるべき旨の内容や、近々本県でもエリアメールという新しいサービスを導入いたしますが、このような技術革新は今後も進んでいくと考えられておりますので、災害に関する情報の伝達に最新の技術を用いた手段の導入などに努める旨の内容を加えるというような内容が考えられるものと考えております。

また、避難者を受け入れます避難所に関しましても課題があるかと思えます。これも東日本大震災の反省から、お年寄りや女性などの弱者対策が十分でなかった事例や、先日資料を提出いたしました、避難所の運営マニュアルが県内で必ずしも十分に整備されていない自治体もあるという実態を踏まえ、避難所運営の充実に向けて、具体的には市町村の責務にもな

るわけですから、一定の具体的な対策を講じるような内容を追加することも考えられるところでもあります。

ただ、先ほど申しましたとおり、現在の条例では網羅的に入っておりまして、情報伝達に関しましては、第20条で「情報伝達体制の確立」、26条で「避難情報への留意等」、27条で「津波からの避難」で規定されておりますほか、避難所につきましても、28条で「避難所の運営体制等」、その大綱が大きく示されているところでございます。

次に、2つ目の視点としまして、地域での防災力の強化という観点でございます。これにつきましては、特に、企業防災に関する事項の追加が考えられるのではないかと考えております。先日の調査の際に、宮崎大学の原田教授のお話にもありましたし、実際に東北での復旧・復興においても、民間の経済力が非常に重要な役割を果たすことは明らかでありました。現在の条例の中でも、事業者の責務としてその役割が明記されているところでありますが、その重要性を明確にするとともに、業務継続計画（BCP）の策定など、災害時の企業の健全性の確保のための取り組みを求めることも必要ではないかと思っております。

また、地域防災の観点では、先ほど組織率の中で厳しく指導いただきましたが、最も重要なことと思っております自主防災組織について、条文の中で幾つか出てきているところでありますが、自主防災組織そのものに関する役割や行政としての育成・連携などについて、一定の考え方を条項として加えることにより、さらなる地域防災力向上の実効性の確保に資することになるのではないかと考えております。

なお、現在の条例では、企業防災に関しまし

では、第6条の「事業者の責務」で、企業防災との名称は使用しておりませんが、その責務をしっかりと明記しておられるところでもあります。また、先ほど言いましたとおり、自主防災組織に関しましては、第10条の「人材の育成」を初め、他の条項に幾つかその名称が触れられているところがございますが、自助・共助の基本組織といえます自主防災組織でありますので、新たに条項を加え、その方向性を示すことも必要かと考えられるところでもあります。

最後に、3つ目の視点が、大規模広域災害への備えの充実ということでございます。今回の東日本大震災の被害の最大の特徴の一つが、大津波による県境を超えた大規模・広域的な災害ということでありました。いわゆる未曾有の被害ということであり、これを本県に当てはめてみれば、応急対策、復旧・復興対策においてさまざまな課題もございます。したがって、地域間の連携、例えば、海側が被害を受ければ山側の地域が支援するといったような相互支援における県内外の調整機能や、これら県内外の相互支援をスムーズに実行に移すための支援・充実のための拠点施設などの検討、大規模災害に対応した県の防災拠点の充実、これらなど、あらかじめ備えておくよう努めるべき条項も考えられるところでもあります。

なお、現在の条例では、広域災害に関しましては、第33条の「復興計画の策定及び復興対策の実施」という条項に、「県は、大規模な災害が発生した場合において、市町村の区域を超えた広域的な見地から、復興のための計画を策定するもの」と規定されているところでもあります。

以上、3つの観点により、あくまでも現時点で考えられる事項につきまして申し述べたところであります。

本条例は、県民の大きな防災の指針となる条例でございます。現在、執行部でも取り組んでおります地震・津波の防災見直しを初めとした地域防災計画の見直しなどにも、その考え方を反映させてまいりたいと思いますので、特別委員会におかれましては、さまざまな観点から御議論いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○井本委員長 ありがとうございます。これは質問じゃなくて意見交換会でございますので、皆さん、今の御意見で、これについてはどうかとか御意見がありましたらどうぞ。

済みませんけど、今のものを項目できれいに整理して、もう一度こちらのほうに出してもらえませんか。いいですか。

○金井危機管理課長 箇条書きでまとめてまいりたいと思います。

○井本委員長 ほかにどうですか、皆さん。いいですか、このくらいで。もしまたわからんことがありましたら、お聞きしたいと思います。

○金井危機管理課長 資料につきましては、本日午後から使うということでもありますか。

○井本委員長 ええ、そうですね。できましたら、早目をお願いします。委員協議の中で使いたいと思いますので。

○金井危機管理課長 わかりました。

○井本委員長 全体を通してほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 では、執行部の皆さんは御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時3分再開

○井本委員長 委員会を再開いたします。

まず、協議事項（１）を飛ばして（２）の県外調査のほうから入りたいと思います。資料１をごらんください。県外調査は、11月9日から11日にかけて実施予定であります。前回の委員会におきまして、調査先につきましては正副委員長に御一任をいただきました。これまで協議いたしました内容も踏まえ、ごらんのような日程案を作成いたしましたので、ごらんください。

行程について御説明いたします。まず、9日は、先般の未曾有の津波被害の中で、「釜石の奇跡」など避難の成功事例等の多い岩手県が対応可能との回答をいただいたところであります。また、その次ですが、斎藤徳美氏は、産学官と報道を合わせた「岩手方式」と言われる火山防災体制を確立した方であります。新燃岳噴火対策など参考になると考え、話を進めましたところ、御了解を得ております。

翌日10日の鍵屋一氏は、内閣府、総務省、文部科学省など、防災に係る政府委員を歴任しており、また、自治体職員として板橋区の防災基本条例の起草にも携わっている方です。専門である災害時要援護者支援等の話だけではなく、本県の条例について意見交換もできると考え、話を進めましたところ、快諾を得ております。

最終日の11日は、静岡県を設定しております。御案内のとおり、東海地区では、今後30年以内に発生する巨大地震確率は87%と非常に高くなっております。静岡県は、これに備え、さまざまな先進的な取り組みを行っておりますので、災害に備えるという立場から、本県にも参考になるものと考えております。

行程の説明は以上のとおりでございますが、調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できればこの案で御了承いた

だきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

もしかすると最初の出発の時間が少し変わるかもしれませんが、行くところの時間は大体このとおりです。

○中野委員 これが決まったんだから文句は言いませんが、結局、県庁や区役所なんかに行って話を聞くわけですね。現場とか何とか全く見らんということですか。

○井本委員長 見ない。だから、この前も言ったんですよ。個別には……。

暫時休憩します。

午後1時8分休憩

午後1時9分再開

○井本委員長 再開いたします。

これでよろしいでしょうか。では、このとおり決めさせていただきます。

次に、協議事項（１）の宮崎県防災対策推進条例の改正の必要性についてであります。先ほどの執行部との意見交換も踏まえ、条例改正が必要かという点を皆さんと協議したいと思いますが、どうでしょうか、条例改正は必要だと、いや、必要じゃないと。一応、この調査事項の中に「条例に関することについて」とまでは入っているんですけど、改正という文言までは入っていないものですから、一応改正までということではいいでしょうか。それとも、改正はまた別の機会にという案等も考えられますが、皆さんの御意見をお聞かせください。調査項目は、条例を検討するまでとまっているんです。改正するとなると、ある程度時間をかけてやらにゃいかん。また皆さんが出てこにゃいかんということですね。

○中野委員 午前中、課長が、意見ということで大きく3点言われましたね。聞いておれば、

恐る恐る、議会在決めたものとはというような感じで言われたけど、聞いておけば、やっぱり改正の必要性があるというようなことを前提に言われたような気がするんです。執行部からそう指摘されておって、意見ということで言われておって我々は何もせんというのまたいかなものかなとは思っています。

○井本委員長 改正が必要なら必要と。必要なら、この委員会でやるのか、別の形でやるのか、やり方もいろいろあるわけです。丸山副委員長がああ条例をつくった一人でありますので、御意見があったら。

○丸山副委員長 今回の特別委員会を立ち上げるに当たって、一番大きかったのが、東日本大震災だと思います。これを契機に、何らかの防災対策を特別委員会で取り組もうという動きになった。県議会では、平成18年に条例をつくったんですが、私自身も当初から携わっていますので、内容を見直してみますと、今回の大災害を見たときに、ハードだけじゃなくてソフトと並行しながらやっていかないといけないとか、いろいろ必要な面も出てきていると思っていますし、また、今、県のほうも地域防災計画を変更しようとしているんですが、実は地域防災計画自体を今の条例では何もうたってなかったりしているんです。条例の中での地域防災計画の位置づけを。また、県の地域防災計画はありますけれども、これをチェックする体制といますか、推進状況の点検も今の条例ではなかったりするものですから、その辺が必要なのかなというふうに感じております。

我が県のつくった条例が他の県と違うのは、風水害という条項も入っているんですが、今回は、地震、津波、そういう項目も含めた形で——確かに今の条例にも言葉は入っているんで

すが、もっと大きく取り上げる必要があるんじゃないかと思っています。ほかにいろいろな条項が抜けていると思いますので、できればこの特別委員会の中で改正していくというのが大きな主眼ではないのかなと思っています。私自身も、この特別委員会の中で皆さんの御協力をいただいてぜひ条例改正まで立ち上げていって、最終的には、恐らく政策条例検討会議、いわゆる議運のメンバー会議のほうに、我々が作業部会になっていくという形をお願いしながらやっていく段取りが必要になってくると思いますが、ある程度この委員会の中で素案を立ち上げていったほうがいいんじゃないかと思っていますので、それで進めていただければというふうに思います。

○井本委員長 丸山副委員長が前条例をつくった経緯もあったものですから、丸山副委員長に、今度、条例のどの辺を改正したらいいのかという、そういうところを記してもらいました。ちょっと配ってください。

休憩します。

午後1時15分休憩

午後1時19分再開

○井本委員長 委員会を再開します。

一応、改正するという方向でいいですか。皆さん御苦勞しますけど、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○井本委員長 それでは、条例を改正することに向かっていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 それでは、具体的に検討を行っていきたいと考えますが、そのやり方について丸山副委員長、もう一回やり方を。どういうふ

うなやり方をするか。

○丸山副委員長 その前にもう一度詳しい手続きを事務局から。

○松崎書記 御説明申し上げます。会議規則の第120条に政策条例検討会議というのが位置づけられておりまして、条例を検討する会議になっております。政策条例検討会議にはワーキンググループを設置することができるとなっております。ですから、政策条例検討会議のワーキンググループになる方向で話を進めていけば、当委員会から条例が提案できる形になると思えます。

○井本委員長 政策条例検討会議というのは議運メンバーの会議のことですね。

○坂口委員 議運メンバーの名称がえ。条例案は議案ですので、これは切りかえんとしようがないんです。

○井本委員長 最初に、きょうの進め方として、丸山副委員長が検討したところがありますので、そこをまず皆さんに聞いていただきましょうか。

暫時休憩します。

午後1時21分休憩

午後1時22分再開

○井本委員長 再開します。

休憩中に副委員長が申しましたとおり、具体的な条例改正の内容の検討については、委員会終了後に、まずは勉強会という形で行いたいと思います。

それでは進めます。協議事項の(3)次回委員会についてであります。次回委員会は、閉会中の11月2日に行うことを予定しておりますが、執行部への説明、資料要求について、何か御意見や御要望はございませんか。条例改正という視点も含めて御意見をお願いいたします。

休憩します。

午後1時23分休憩

午後1時23分再開

○井本委員長 委員会を再開します。

何かありますか。これについて検討したいというようなことは。さきほど、皆さん方が資料要求したのが出てくると思うんです。

いいですか。では、こちらで進めさせていただきます。

最後になりますが、協議事項(4)のその他でございますが、委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 それでは、再度申し上げますが、次回の委員会は11月2日に開会されます。閉会中の委員会ですので、よろしく願いいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午後1時24分閉会